

2024-2025年度課題別研修「高齢化社会の政策と実践： 地域における高齢者包摂の推進」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、高齢化の進む中・低所得国の政府職員等に対し、地域包括ケア、介護予防、行政と民間、あるいは大学などの学術機関と行政等との連携にみられるような日本の高齢者対策に関する政策対応及び実践を学び、自国の課題分析及び必要な対応につき知見を深めることを目的として実施する研修です。特に日本や参加各国の経験を共有し、研修員と日本の実践者・研究者との対話を通じて新たな視点の発見、帰国後の取り組みの展開を目指しています。具体的には日本の地域包括ケアの考え方を象徴される地域における高齢者包摂の推進について理解を深めながら、例えば民間と地方団体との連携、ボランティアと行政の連携等の事例を通して各国の課題解決のヒントを模索するものです。

本事業の遂行にあたっては、公益財団法人 日本国際交流センター（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は 1970 年の設立以来、非政府・非営利の立場から国際的な政策対話と協力を推進している公益法人であり、本事業のテーマである高齢社会対策については、日本政府の「アジア健康構想に向けた基本方針」に呼応する形で、2017 年から取り組みを開始しています。具体的には、ジャカルタにある国際機関「東アジア・アセアン経済研究センター(Economic Research Institute for ASEAN and East Asia) (ERIA)」とのパートナーシップにより「アジアの高齢化と地域内協力」を実施し、高齢化に伴い生じる様々な課題に試行錯誤してきた日本の経験を他のアジア諸国と共有しながら、国際政策対話の開催、革新的な事例の表彰事業、情報発信事業（国連アジア太平洋経済社会委員会(United Nations Economic And Social Commission for Asia and the Pacific) (UNESCAP)）によるアジア高齢化に関する報告書作成への参画などを実施しています。これらの事業運営のノウハウは、本研修で中心となる日本の地域包括ケアを始めとする、地域における高齢者包摂の推進に寄与するものであり、特に政策から草の根レベルまでのネットワークは本研修の遂行に有用です。

特に 2020 年より特定者を主体として開催されている「アジア健康長寿イノベーション賞」は元気高齢者、介護予防、コミュニティーケア等高齢者が地域で暮らすうえで革新的な取り組みを行っている団体に与えられるもので、それらの情報収集および分析は本研修の事例紹介に大きく貢献しうるものです。また、特定者が有する議会関係者、政府、国際機関、研究者、NGO、財団、メディア、企業とのネットワーク及び調整機能は本研修に大きく貢献し得るものです。

さらに、JICAにて実施中あるいは実施予定の技術協力プロジェクトとの連携を図るため、国際協力専門員を本コースのアドバイザーとして配置予定です。上記のようなネットワークと知見を有する特定者が専門員の助言を得ながらコース設計をすることで、準備段階からJICAの事業に合ったコース設計が可能となります。

以上の理由から、特定者は下記の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2025年度課題別研修「高齢化社会の政策と実践：地域における高齢者包摶の推進」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024年度）：2024年11月4日～2024年11月16日（予定）
- (4) 契約履行期間（2024年度）：2024年10月1日～2025年1月31日（予定）

※2025年度の実施時期は未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

- (1) 基本的要件：
 - 1) 公示日において、令和4・5・6年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
 - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
 - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
 - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア．提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ．役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ．反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ．提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク．その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていくこと。
(中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。)

- ア．個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ．個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・個人番号利用事務実施者
- ・委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・個人情報取扱事業者

(2) その他の要件 :

- 1) 案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2025年度まで計2回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者は、業務実施状況に特段の問題がない限り、2025年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保つつゝ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- 4) 高齢化対策関連のオンライン研修及び来日研修（講義／演習等）を実施した経験を有すること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2024年3月25日(月)12:00まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書（別紙3）、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール
(2) 審査結果	通知日	2024年3月29日（金）

の通知	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由 請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	メール
	請求締切日	2024 年 4 月 5 日(金)
	回答予定日	2024 年 4 月 12 日(金)
	回答方法	メール

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙 3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3 (3) を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす

者及び特定者に対して連絡します。

- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

参加意思確認公募 別紙2 「研修委託契約業務概要」

2024-2025年度課題別研修「高齢化社会の政策と実践： 地域における高齢者包摂の推進」 研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024年度に係るものである。2025年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募要件（2）その他の要件1）を参照。

1. 研修コース概要

（1）研修コース名

課題別研修「高齢化社会の政策と実践：地域における高齢者包摂の推進」

（2）技術研修期間（予定）

2024年11月04日～2024年11月16日

（3）研修員（予定）

1) 定員：課題別研修9名、国別上乗せ5名（計14名）

2) 研修対象国

ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、モルディブ、スリランカ、キューバ、ブラジル、チリ、モーリシャス（課題別9カ国9名）及びマレーシア（国別上乗せ5名）

3) 研修対象組織・対象者

対象組織：高齢社会対策に関する政策及び施策立案に関わる中央省庁（保健省、社会福祉省等）及び地方自治体等高齢社会対策に関する政策及び施策立案に関わる中央省庁または地方自治体の行政官。

対象人材：

- 当該分野における豊富な経験（5年以上）と知識を有するマネジメントクラスの人材。
- 地方における経験を有する人材がより望ましい。
- 英語での研修が可能な語学力を有していること。

（4）研修使用言語：英語

（5）研修の背景・目的

アジア、中南米等を始めとする多くの途上国では、急速な高齢化に伴い、高齢者に対する医療や介護サービスの強化、年金制度などの所得保障や社会参加の促進など政策的対応の必要性が指摘されている。これらの課題への対応を支援するため、本研修は、他にないスピードで高齢社会を迎えた日本の高齢化対策の知見と経験を活用し、高齢化への政策対応における行政官の能力強化を目的とする。

（6）案件目標

当該国における人口の高齢化を踏まえ、高齢化社会における政策立案に関する

行政官の能力が強化される。

(7) 単元目標（アウトプット）

1. 日本の高齢社会対策の歴史的展開及び最新動向を把握する。
2. 地域における高齢者包摂の推進のための政策及び実践について制度及び事例を通じて理解を深める。
3. 自国における現状と課題、ステークホルダーを分析し、帰国後に具体的なアクションに繋げるための計画が策定される

(8) 研修内容

1) 研修項目

- ア. 人口高齢化に関する国際潮流及び高齢社会対策の課題の全体像に関する講義、参加各国の現状の共有及び討論
- イ. 日本の高齢社会対策に関する政策及び制度（医療、年金、介護等）について歴史的経緯と現在の方向性の講義及び討論
- ウ. 日本の地域における高齢者包摂の推進に資する政策及び実践（地域包括ケア、認知症施策、ケアマネジメント、介護予防等）について講義、視察及び討論
- エ. 高齢者本人、介護サービス事業者、医療機関、自治体、市民団体等の多様なステークホルダーとの意見交換
- オ. 日本の経験を自国の政策及び実践に取り入れるための方策に関する討論及びディスカッションノート作成・

2) 研修方法

- ア. 講義
- イ. 演習・実習並びに討論
- ウ. 見学・研修旅行
- エ. レポートの作成・発表

3) 当機構が実施するプログラム

- ア. 集合ブリーフィング
来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。
- イ. ジェネラル・オリエンテーション
技術研修に先立って、日本滞在中の必要知識として、日本の政治・経済、歴史、社会制度等についてオリエンテーションを行う。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2024年10月1日～2025年1月31日

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

研修員に対し、研修目標達成のために主に地域包括ケア他、日本の高齢化についての日本の事例を紹介し、自国の課題解決のために議論を深める。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及びJICAへの報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評議会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 留意事項

- (1) 当機構にて実施中あるいは実施予定の高齢化対策関連のプロジェクト等の事業との連携を図るため、国際協力専門員をアドバイザーとして配置予定です。JICAの事業との連携を念頭に計画段階から専門員の助言を得ながら、内容面その他業務を進めてください。
具体的に専門員は参加国の現状に合った視察先選定や講義内容についての助言、研修員の状況に寄り添った議論活性化のための助言、当機構で実施

中のプロジェクト他事業との連携に関する内容の組み立てなど研修効果を高めるための助言、高齢化施策に係る講義等を担当する想定です。

- (2) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を最低1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研修理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (3) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
- (4) 本業務概要は予定段階のものですので、詳細については変更となる可能性があります。
- (5) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上